

新旧対照表

1. 旅客営業規則

現行	変更
<p>【用語の意義】 第4条 この規則のおもな用語の意義は、次のとおりとする。 (1)～(5) (省略)</p> <p>【通学定期券の発売】 第21条 (省略) 2 前項各号の取扱いにかかわらず、もとの通学定期券がある場合は、次の各号の取扱いにより発売することができる。 (1)～(2) (省略) (注1) もとの通学定期券とは、旅客が所持する使用中または使用済みの通学定期券で、新たに購入する通学定期券と同じ通用区間のものをいう。 (注2) <u>年度とは、4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。また、「学年の始期」とは、学年の始まる月の初日をいい、「学年の終期」とは、学年の終わる月の末日をいう。</u></p> <p>【年令による旅客の区分および運賃の收受】 第42条 (省略) (注) <u>12才の小学校在学中の児童は小児として、6才の小学校入学前の小児は幼児として、取り扱うことができる。ただし、13才以上の小学校在学中の児童は大人として取り扱う。</u></p> <p>【任意の旅行取りやめによる使用開始前の定期運賃および回数運賃の払戻し】 第104条 旅客は、通用期間開始前の定期券を、定期券関連規則第26条に規定する駅に差し出して、既に支払った運賃の払戻しを請求することができる。また、使用開始前で通用期間内の回数券を任意の駅に差し出して、既に支払った運賃の払戻しを請求することができる。 (以下省略)</p> <p>【通用開始後の定期運賃の払戻し】 第106条 旅客は、定期券が通用期間内であるときに限って、その定期券を定期券関連規則第26条に規定する駅に差し出して、既に支払った定期運賃から、通用経過月数に相当する定期運賃を差し引いた残額の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として定期券1枚につき220円を支払うものとする。 (以下省略)</p>	<p>【用語の意義】 第4条 この規則のおもな用語の意義は、次のとおりとする。 (1)～(5) (省略) (6) <u>「年度」とは、4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。</u> (7) <u>「学年の始期」とは、学年の始まる月の初日をいう。</u> (8) <u>「学年の終期」とは、学年の終わる月の末日をいう。</u></p> <p>【通学定期券の発売】 第21条 (省略) 2 前項各号の取扱いにかかわらず、もとの通学定期券がある場合は、次の各号の取扱いにより発売することができる。 (1)～(2) (省略) (注) もとの通学定期券とは、旅客が所持する使用中または使用済みの通学定期券で、新たに購入する通学定期券と同じ通用区間のものをいう。 (削除)</p> <p>【年令による旅客の区分および運賃の收受】 第42条 (省略) (削除)</p> <p>【任意の旅行取りやめによる使用開始前の定期運賃および回数運賃の払戻し】 第104条 旅客は、通用期間開始前の定期券を、定期券関連規則第20条に規定する駅に差し出して、既に支払った運賃の払戻しを請求することができる。また、使用開始前で通用期間内の回数券を任意の駅に差し出して、既に支払った運賃の払戻しを請求することができる。 (以下省略)</p> <p>【通用開始後の定期運賃の払戻し】 第106条 旅客は、定期券が通用期間内であるときに限って、その定期券を定期券関連規則第20条に規定する駅に差し出して、既に支払った定期運賃から、通用経過月数に相当する定期運賃を差し引いた残額の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として定期券1枚につき220円を支払うものとする。 (以下省略)</p>

新旧対照表

1. 旅客営業規則

現行	変更
<p>【通用開始後 7 日以内の定期運賃の払戻し】</p> <p>第 107 条 定期券を所持する旅客が、通用開始後 7 日以内に不要となり、当該定期券を<u>定期券関連規則第 26 条</u>に規定する駅に差し出した場合は、手数料 220 円を收受して、旅客から既に收受した定期運賃から、通用区間(券面表示経路)のキロ程による普通運賃(キロ程が 76 キロをこえる場合は 76 キロを上限とする)によって 1 日 1 往復ずつ乗車したものとして計算した額を差し引いた残額を払戻しする。</p> <p>(以下省略)</p> <p>【乗車券の誤購入または誤発売の場合の取扱い】</p> <p>第 124 条 旅客が、<u>駅名の類似その他の理由により</u>、誤って希望するものと<u>異なった着駅もしくは経路の</u>乗車券を購入した場合であって、係員が誤購入または誤発売の事実を認定したときは、正当な乗車券に変更の取扱いをする。</p> <p>(以下省略)</p> <p>【入場料金の払戻し】</p> <p>第 132 条 第 8 条の規定により入場券の使用を制限し、また停止した場合は、入場券を所持する者にあつては、入場料金の払戻しを請求することができる。</p> <p>2 前項による場合のほか、<u>入場料金の払戻しはしない。</u></p>	<p>【通用開始後 7 日以内の定期運賃の払戻し】</p> <p>第 107 条 定期券を所持する旅客が、通用開始後 7 日以内に不要となり、当該定期券を<u>定期券関連規則第 20 条</u>に規定する駅に差し出した場合は、手数料 220 円を收受して、旅客から既に收受した定期運賃から、通用区間(券面表示経路)のキロ程による普通運賃(キロ程が 76 キロをこえる場合は 76 キロを上限とする)によって 1 日 1 往復ずつ乗車したものとして計算した額を差し引いた残額を払戻しする。</p> <p>(以下省略)</p> <p>【乗車券の誤購入または誤発売の場合の取扱い】</p> <p>第 124 条 旅客が、誤って希望するものと<u>異なる</u>乗車券を購入した場合であつて、係員が誤購入または誤発売の事実を認定したときは、正当な乗車券に変更の取扱いをする。</p> <p>(以下省略)</p> <p>【入場料金の払戻し】</p> <p>第 132 条 第 8 条の規定により入場券の使用を制限し、また停止した場合は、入場券を所持する者にあつては、入場料金の払戻しを請求することができる。</p> <p>2 前項による場合のほか、<u>誤って入場券を購入した場合であつて、係員が誤購入または誤発売の事実を認定したときは、入場料金の払戻しをする。</u></p>

新旧対照表

2. IC 証票取扱規則

現行	変更
<p>【用語の意義】 第 3 条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(11) (省略)</p> <p>(新規)</p> <p>【効力】 第 15 条 <u>前条の規定</u>により使用する IC 証票の効力は、次の各号のとおりとする。 (以下省略)</p> <p>【利用履歴の確認】 第 19 条 (省略) 2 前項の規定にかかわらず、次の場合は確認することができない。 (1)～(2) (省略)</p> <p><u>(3)</u> (省略) <u>(4)</u> (省略)</p> <p>【入出場の制限】 第 21 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、IC 証票を使用して入出場することはできない。 (1) (省略) (2) IC 証票により乗車以外の<u>目的により</u>駅に入場し、同一駅から出場しようとするとき。ただし IC 定期券の<u>場合</u>、券面に表示された通用期間内で発着区間内の利用は<u>除く</u>。 (3) 入場時に SF 式 IC 証票のストアードフェアの残額が 10 円未満のとき (以下省略)</p>	<p>【用語の意義】 第 3 条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(11) (省略) <u>(12) 「駅構内利用」とは、IC 証票を使用して乗車以外の目的で乗降場に入場することをいう。</u> <u>(13) 「駅構内利用時間」とは、駅構内利用の制限時間で、入場してから 20 分間と定める。</u></p> <p>【誤って入場した場合の取扱方】 第 14 条の 2 旅客が改札機等による改札を受けて誤って入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、第 29 条第 2 項の規定を適用する。</p> <p>【効力】 第 15 条 <u>第 14 条の規定</u>により使用する IC 証票の効力は、次の各号のとおりとする。 (以下省略)</p> <p>【利用履歴の確認】 第 19 条 (省略) 2 前項の規定にかかわらず、次の場合は確認することができない。 (1)～(2) (省略) (3) <u>第 30 条の規定によりポストペイ式 IC 証票を使用する場合の利用明細</u> <u>(4)</u> (省略) <u>(5)</u> (省略)</p> <p>【入出場の制限】 第 21 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、IC 証票を使用して入出場することはできない。 (1) (省略) (2) IC 証票により乗車以外の<u>目的で</u>駅に入場し、同一駅から出場しようとするとき。<u>ただし IC 定期券の券面に表示された通用期間内で通用区間内の利用、および第 30 条、第 31 条、第 32 条に規定する駅構内利用の場合を除く。</u> (3) 入場時に SF 式 IC 証票のストアードフェアの残額が 10 円未満のとき。<u>ただし IC 定期券の券面に表示された通用期間内で通用区間内の利用は除く</u> (以下省略)</p>

新旧対照表

2. IC 証票取扱規則

現行	変更
<p>【SF 式 IC 証票と他の乗車券との併用】 第 23 条 第 20 条第 3 項および第 4 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、SF 式 IC 証票と<u>他の乗車券</u>とを併用した<u>運賃精算ができる</u>。ただし、この場合に使用できる SF 式 IC 証票と<u>他の乗車券</u>の枚数は、それぞれ 1 枚に限るものとする。</p> <p>(1) 回数券で乗車し、SF 式 IC 証票に搭載されている定期券<u>および</u>ストアードフェアを使って乗車変更の取扱いを行う場合</p> <p>(2) SF 式 IC 証票を媒体とする IC 定期券の券面表示区間内で乗車し、未使用回数券<u>もしくは未使用回数券とストアードフェア</u>を使って別途乗車の取扱いを行う場合</p> <p>2 前項の取扱いにおいて、<u>SF 式 IC 証票のストアードフェアの残額が</u>精算金額に不足しているときは、現金で補うことができる。 (以下省略)</p> <p>(新規)</p> <p>【障害再発行】 第 24 条 (省略)</p> <p>【無効となる場合等】 第 25 条 (省略)</p> <p>【不正使用等に対する旅客運賃、増運賃の收受等】 第 26 条 (省略)</p> <p>【ストアードフェアの払戻し】 第 27 条 (省略)</p>	<p>【SF 式 IC 証票と回数券との併用】 第 23 条 第 20 条第 3 項および第 4 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、SF 式 IC 証票と<u>回数券</u>とを併用した<u>運賃精算によって出場することができる</u>。ただし、この場合に使用できる SF 式 IC 証票と<u>回数券</u>の枚数は、それぞれ 1 枚に限るものとする。</p> <p>(1) 回数券で乗車し、SF 式 IC 証票に搭載されている定期券<u>または</u>ストアードフェアを使って乗車変更の取扱いを行う場合</p> <p>(2) SF 式 IC 証票を媒体とする IC 定期券の通用区間内で乗車し、未使用回数券を使って別途乗車の取扱いを行う場合</p> <p>2 前項の取扱いにおける精算金額に不足がある場合は、現金で補うことができる。 (以下省略)</p> <p>【ストアードフェアの機能がない SF 式 IC 証票の特例】 第 24 条 スタードフェアの機能がない SF 式 IC 証票に搭載されている定期券(以下、「特割 IC 定期券」という)は、第 20 条第 3 項および第 4 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、運賃精算によって出場することができる。</p> <p>(1) 普通券で乗車し、特割 IC 定期券を使って乗車変更の取扱いを行う場合</p> <p>(2) 特割 IC 定期券の通用区間内で乗車し、別途乗車の取扱いを行う場合</p> <p>2 前項の取扱いにおける精算金額は、現金で支払うことができる。</p> <p>【障害再発行】 第 25 条 (省略)</p> <p>【無効となる場合等】 第 26 条 (省略)</p> <p>【不正使用等に対する旅客運賃、増運賃の收受等】 第 27 条 (省略)</p> <p>【ストアードフェアの払戻し】 第 28 条 (省略)</p>

新旧対照表

2. IC 証票取扱規則

現行	変更		
<p>【同一駅で出場する場合の取扱い】</p> <p>第 28 条 (省略)</p> <p>2 旅客は IC 証票を使用して入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合、入場料金相当額を現金等で支払った後、IC 証票の発駅情報の消去処理を受けなければならない。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>【同一駅で出場する場合の取扱い】</p> <p>第 29 条 (省略)</p> <p>2 旅客は、IC 証票を使用して入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合、入場料金相当額を現金等で支払った後、IC 証票の発駅情報の消去処理を受けなければならない。<u>ただし、第 30 条、第 31 条、第 32 条に規定する駅構内利用の場合を除く。</u></p> <p>(以下省略)</p>		
<p>(新規)</p>	<p>6. 駅構内利用</p> <p>【使用方法】</p> <p>第 30 条 IC 証票は、第 14 条の規定にかかわらず、別表第 6 号に規定する駅において、旅客が乗車以外の目的で改札機等による改札を受けて入場し、同一の IC 証票により改札機等による改札を受けて同一駅で出場する場合に、当該駅の駅構内利用に使用することができる。</p> <p>2 前項について、IC 定期券の券面に表示された通用期間内で通用区間内の利用は除く。</p>		
<p>(新規)</p>	<p>【効力】</p> <p>第 31 条 前条に規定する駅構内利用において、使用する IC 証票の効力は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) ポストペイ式 IC 証票ならびに記名式の SF 式 IC 証票では、記名人本人に対し有効とする。</p> <p>(2) 無記名式の SF 式 IC 証票では、持参人に対し有効とする。</p> <p>(3) 入場後は当日中の駅構内利用時間内に限り有効とする。</p> <p>(4) 駅構内利用では、列車に立ち入ることができない。</p>		
<p>(新規)</p>	<p>【駅構内利用時間超過時の取扱い】</p> <p>第 32 条 第 30 条に規定する駅構内利用において、駅構内利用時間をこえて出場する場合は、入場料金相当額を現金等で支払った後、IC 証票の発駅情報の消去処理を受けなければならない。</p>		
<p>(新規)</p>	<p>別表第 6 号(第 30 条関係)</p> <p>「駅構内利用の取扱駅」</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">対象駅</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">全駅(天神橋筋六丁目駅を除く)</td> </tr> </table>	対象駅	全駅(天神橋筋六丁目駅を除く)
対象駅			
全駅(天神橋筋六丁目駅を除く)			

新旧対照表

3. ポストペイサービス取扱規則

現行	変更
<p>【増運賃等の支払制限】 第28条 <u>IC証票取扱規則第26条</u>の規定により、不正使用等に基づく運賃および増運賃を支払う場合は、ポストペイサービスを利用して、当該運賃を支払うことはできない。</p>	<p>【増運賃等の支払制限】 第28条 <u>IC証票取扱規則第27条</u>の規定により、不正使用等に基づく運賃および増運賃を支払う場合は、ポストペイサービスを利用して、当該運賃を支払うことはできない。</p>

新旧対照表

4. IC 定期券取扱規則

現行	変更
<p>2. IC 定期券 【発売】 第5条 (省略) <u>2 前項にかかわらず、別表第2号に定める種類のIC定期券の発売はしない。</u> <u>3~7 (省略)</u></p> <p>【無効となる場合】 第9条 IC定期券は、<u>IC 証票取扱規則第25条</u>の規定のほか、次の各号のいずれかに該当する場合、無効として取り扱う。 (以下省略)</p> <p>【同一駅で再度出場する場合の取扱い】 第15条 (省略) 2 旅客が券面表示区間外の駅で、あるいは券面表示の通用期間の開始日前もしくは通用期間の終了日の翌日以降において、IC定期券で入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、<u>IC 証票取扱規則第28条</u>の規定に準じて取り扱う。</p> <p>別表第2号 <u>「IC定期券を発売しない種類」</u> ・<u>実習用通学定期券 営業規則第21条第2項</u> ・<u>身体障害者運賃割引適用の定期券 身体障害者運賃割引関連規則</u> ・<u>知的障害者運賃割引適用の定期券 知的障害者運賃割引関連規則</u> ・<u>精神障害者運賃割引適用の定期券 精神障害者運賃割引関連規則</u></p>	<p>2. IC 定期券 【発売】 第5条 (省略) (削除) <u>2~6 (省略)</u></p> <p>【無効となる場合】 第9条 IC定期券は、<u>IC 証票取扱規則第26条</u>の規定のほか、次の各号のいずれかに該当する場合、無効として取り扱う。 (以下省略)</p> <p>【同一駅で再度出場する場合の取扱い】 第15条 (省略) 2 旅客が券面表示区間外の駅で、あるいは券面表示の通用期間の開始日前もしくは通用期間の終了日の翌日以降において、IC定期券で入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、<u>IC 証票取扱規則第29条</u>の規定に準じて取り扱う。</p> <p>別表第2号 削除</p>

新旧対照表

5. ICOCA 乗車券取扱規則

現行	変更
<p>【用語の意義】 第3条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(3) (省略) (4) 「ICOCA 定期券」とは、SF 式 IC 証票を媒体とする IC 定期券のうち、ICOCA または小児用 ICOCA を媒体とする記名式の ICOCA 乗車券をいう。 (注) <u>他社が発売する ICOCA 定期券には</u>、ストアードフェアの機能がなく定期券の機能のみを搭載し、身体障害者、知的障害者、精神障害者のいずれかに対する運賃割引を適用した ICOCA 定期券もある。 (以下省略)</p> <p>【ICOCA 乗車券の発売】 第5条 (省略) 2 前項の ICOCA 乗車券の<u>発売箇所については、次のとおりとする。</u> (1) <u>ICOCA 別表第1号に定める駅</u> (2) <u>小児用 ICOCA 別表第2号に定める駅</u> (3) <u>ICOCA 定期券 別表第1号に定める駅(小児用の ICOCA 定期券については、別表第2号に定める駅)</u> (以下省略)</p> <p>【デポジット】 第8条 (省略) 2 前項のデポジットは <u>IC 証票取扱規則第25条</u>の規定により当該 ICOCA 乗車券を回収した場合を除き、当社は発行者に代わりこれを旅客に返却することができる。 (以下省略)</p> <p>【ICOCA 定期券の払戻し】 第28条 旅客は、ICOCA 定期券が不要となった場合、または ICOCA 定期券に搭載した定期券機能のみが不要となった場合は、これを<u>定期券関連規則第26条</u>に規定する駅に差し出したときに、「再発行・発行替・払戻請求書」を提出し、かつ公的証明書等の呈示により、払戻しを請求する旅客が当該 ICOCA 定期券の記名人本人(小児用の ICOCA 定期券にあつては記名人本人または代理人)であることを証明できる場合に限り、払戻しを請求することができる。 (以下省略)</p>	<p>【用語の意義】 第3条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(3) (省略) (4) 「ICOCA 定期券」とは、SF 式 IC 証票を媒体とする IC 定期券のうち、ICOCA または小児用 ICOCA を媒体とする記名式の ICOCA 乗車券をいう。 (注) <u>ICOCA 定期券には</u>、ストアードフェアの機能がなく定期券の機能のみを搭載し、身体障害者、知的障害者、精神障害者のいずれかに対する運賃割引を適用した ICOCA 定期券もある。 (以下省略)</p> <p>【ICOCA 乗車券の発売】 第5条 (省略) 2 前項の ICOCA 乗車券は、<u>別表第1号に定める駅で発売する。</u> (以下総略)</p> <p>【デポジット】 第8条 (省略) 2 前項のデポジットは <u>IC 証票取扱規則第26条</u>の規定により当該 ICOCA 乗車券を回収した場合を除き、当社は発行者に代わりこれを旅客に返却することができる。 (以下省略)</p> <p>【ICOCA 定期券の払戻し】 第28条 旅客は、ICOCA 定期券が不要となった場合、または ICOCA 定期券に搭載した定期券機能のみが不要となった場合は、これを<u>定期券関連規則第20条</u>に規定する駅に差し出したときに、「再発行・発行替・払戻請求書」を提出し、かつ公的証明書等の呈示により、払戻しを請求する旅客が当該 ICOCA 定期券の記名人本人(小児用の ICOCA 定期券にあつては記名人本人または代理人)であることを証明できる場合に限り、払戻しを請求することができる。 (以下省略)</p>

新旧対照表

6. 特別割引用 SF 式 IC 証票取扱規則

現行	変更
<p>【使用方法】 第 5 条 (省略) 2～4 (省略) 5 西日本旅客鉄道株式会社線は、第 2 項で規定する連絡 他社線の対象としない。</p> <p>【無効となる場合】 第 8 条 特別割引用 SF 式 IC 証票は、IC 証票取扱規則第 25 条の規定のほか、次の各号のいずれかに該当する場 合、無効として取り扱う。 (1)～(2) (省略) 2 IC 証票取扱規則第 25 条の規定により本人用カードを 無効として回収した場合、介護者用カードも無効とし て回収する。また、介護者用カードを無効として回収 した場合、本人用カードも無効として回収する。</p> <p>【使用停止】 第 9 条 IC 証票取扱規則第 25 条の規定のほか、前条に 該当する事実が判明した場合、特別割引用 SF 式 IC 証 票を使用停止することがある。 (以下省略)</p>	<p>【使用方法】 第 5 条 (省略) 2～4 (省略) (削除)</p> <p>【無効となる場合】 第 8 条 特別割引用 SF 式 IC 証票は、IC 証票取扱規則第 26 条の規定のほか、次の各号のいずれかに該当する場 合、無効として取り扱う。 (1)～(2) (省略) 2 IC 証票取扱規則第 26 条の規定により本人用カードを 無効として回収した場合、介護者用カードも無効とし て回収する。また、介護者用カードを無効として回収 した場合、本人用カードも無効として回収する。</p> <p>【使用停止】 第 9 条 IC 証票取扱規則第 26 条の規定のほか、前条に 該当する事実が判明した場合、特別割引用 SF 式 IC 証 票を使用停止することがある。 (以下省略)</p>

新旧対照表

7. 定期券関連規則

現行	変更
<p>定期券関連規則</p> <p>定期券に関連する取扱いは、旅客営業規則(以下、「営業規則」という)に定めるほか、次のとおり取り扱う。</p> <p>【券売機で発売する定期券の種類】</p> <p>第3条 券売機で発売する定期券の種類は、次の各号のとおり。</p> <p>(1) 通勤定期券(PiTaPa・ICOCA)</p> <p>(2) 通学定期券(PiTaPa・ICOCA)</p> <p>(注) 新規媒体での小児 ICOCA 定期券を除く。</p> <p>【発売条件】</p> <p>第5条 券売機で定期券を発売する場合の取扱いは、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 旅客が新規に定期券を購入する場合、または所持している定期券と異なる種類・通用区間の定期券を購入する場合</p> <p>第19条から第25条に規定するインターネットでの予約により新規定期券を発売する。</p> <p>(2)～(3) (省略)</p> <p>(注) (省略)</p> <p>2 通学定期券を、前項に規定する定期券発売の原券として使用する場合の取扱いは、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(注) 年度とは、4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。また、「学年の終期」とは、学年の終わる月の末日をいう。</p> <p>3 第3条から第7条に規定する券売機による定期券の発売は、営業規則第20条第1項、第21条第1項、ICOCA乗車券取扱規則第20条第3項の規定にかかわらず、第19条から第25条に規定するインターネットでの新規定期券の予約、もしくは原券の提出をもって、通勤定期券購入書または通学定期券購入書を提出したものとみなして取り扱う。</p> <p>【概要】</p> <p>第19条 新規通勤定期券・新規通学定期券をインターネットで申し込まれた場合に、券売機で発売する。ただし、通学定期券については、当社が予約内容と必要書類を確認(以下、「予約確認」という)したうえで、その内容を承認した場合に限り、発売するものとする。(以下省略)</p> <p>【予約方法】</p> <p>第20条 当社ホームページより予約を受け付ける。</p> <p>【予約受付期間】</p> <p>第21条 通用開始日の14日前から通用開始日当日までとする。</p>	<p>定期券関連規則</p> <p>定期券に関連する取扱いは、旅客営業規則等(以下、「営業規則」という)に定めるほか、次のとおり取り扱う。</p> <p>【券売機で発売する定期券の種類】</p> <p>第3条 券売機で発売する定期券の種類は、次の各号のとおり。</p> <p>(1) 通勤定期券(PiTaPa・ICOCA)</p> <p>(2) 通学定期券(PiTaPa・ICOCA)</p> <p>【発売条件】</p> <p>第5条 券売機で定期券を発売する場合の取扱いは、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 旅客が新規に定期券を購入する場合、または所持している定期券と異なる種類・通用区間の定期券を購入する場合</p> <p>第12条から第19条に規定するインターネットでの購入予約により新規定期券を発売する。</p> <p>(2)～(3) (省略)</p> <p>(注) (省略)</p> <p>2 通学定期券を、前項に規定する定期券発売の原券として使用する場合の取扱いは、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(削除)</p> <p>3 第3条から第7条に規定する券売機による定期券の発売は、営業規則第20条第1項、第21条第1項および第2項、ICOCA乗車券取扱規則第20条第3項の規定にかかわらず、第19条から第25条に規定するインターネットでの新規定期券の予約、もしくは原券の提出をもって、通勤定期券購入書または通学定期券購入書を提出したものとみなして取り扱う。</p> <p>【概要】</p> <p>第12条 新規通勤定期券・新規通学定期券の購入予約をインターネットで申し込まれた場合に、券売機で発売する。ただし、通学定期券については、当社が購入予約の申込み内容と必要書類を確認(以下、「予約確認」という)したうえで、その内容を承認した場合に限り、発売するものとする。(以下省略)</p> <p>【購入予約の方法】</p> <p>第13条 当社ホームページの、定期券インターネット予約サービスより購入予約の申込みを受け付ける。</p> <p>【購入予約の受付期間】</p> <p>第14条 通用開始日の14日前から通用開始日当日までとする。</p>

新旧対照表

7. 定期券関連規則

現行	変更
<p>(新規)</p> <p>【通学定期券の予約確認】 第 22 条 通学定期券の予約確認は次の各号のとおり取り扱う。 (1) インターネットでの予約確認 <u>予約時に写真添付した必要書類によって予約確認を行い、電子メールによって確認結果を通知する。この場合、必要書類の提出は省略する。</u> (2) 駅での予約確認 必要書類を駅で提出する場合は、当社駅係員が予約確認を行う。</p> <p>【購入期間】 第 23 条 (省略)</p> <p>【購入場所】 第 24 条 各駅に設置している券売機で購入するものとし、旅客は、購入する際、<u>予約受付時に発行する「予約番号」と「予約確認番号」</u>を入力する。</p> <p>【運賃の支払い】 第 25 条 <u>定期運賃は、券売機での購入時に支払う。</u></p> <p>【定期券の払戻駅】 第 26 条 (省略)</p> <p>【券売機で払戻しする定期券の種類】 第 27 条 (省略) 2 前項の規定は、次の各号に該当するものを除く。 (1) <u>能勢電鉄の単独定期券</u> (2) 身体障害者割引定期券・知的障害者割引定期券・精神障害者割引定期券</p>	<p>【小児用 ICOCA の資格確認】 第 15 条 小児用の ICOCA 定期券を、小児用 ICOCA の新規発行と合わせて購入予約した場合は、ICOCA 乗車券関連規則第 6 条に規定する小児用 ICOCA の資格確認を受け、<u>当社の承認を得なければならない。</u></p> <p>【通学定期券の予約確認】 第 16 条 通学定期券の予約確認は次の各号のとおり取り扱う。 (1) インターネットでの予約確認 <u>購入予約の申込み時に写真添付した必要書類によって予約確認を行い、確認結果は別に定める確認期限までに電子メールによって通知する。</u> (2) 駅での予約確認 必要書類を駅で提出する場合は、当社駅係員が予約確認を行い、<u>その場で確認結果を通知する。</u></p> <p>【購入期間】 第 17 条 (省略)</p> <p>【購入場所】 第 18 条 <u>定期券の発売駅</u>に設置している券売機で購入するものとし、旅客は、購入する際、<u>購入予約の申込み時に発行する「予約番号」と「予約確認番号」</u>を入力する。</p> <p>【支払い】 第 19 条 <u>支払いは券売機での購入時に行う。</u></p> <p>【定期券の払戻駅】 第 20 条 (省略)</p> <p>【券売機で払戻しする定期券の種類】 第 21 条 (省略) 2 前項の規定は、次の各号に該当するものを除く。 (1) 身体障害者割引定期券 (2) 知的障害者割引定期券 (3) 精神障害者割引定期券</p>

新旧対照表

7. 定期券関連規則

現行	変更
<p>【払戻条件】 第28条 (省略) 2 第27条と本条に規定する券売機による定期券の払戻しは、営業規則第104条第2項、IC定期券取扱規則第14条第2項、ICOCA乗車券取扱規則第28条第1項の規定にかかわらず、払戻しを行う定期券の券売機への投入をもって「再発行・発行替・払戻請求書」を提出したものとみなし、当該定期券の発売の事実を当社の情報システムで確認するとともに、定期券の購入で使用したクレジットカードの券売機への投入と暗証番号入力、または定期券の購入で使用したポストペイ式IC証票(払戻しを行うPiTaPa定期券)の券売機への投入と生年月日入力のいずれかによって、記名人本人であることを証明するものとして取り扱う。 (以下省略)</p> <p>【発売対象となる学校等】 第31条 (省略)</p> <p>【発売対象となる学生等】 第32条 (省略)</p> <p>第33条 削除</p> <p>第34条 削除</p>	<p>【払戻条件】 第22条 (省略) 2 第21条と本条に規定する券売機による定期券の払戻しは、営業規則第104条第2項、IC定期券取扱規則第14条第2項、ICOCA乗車券取扱規則第28条第1項の規定にかかわらず、払戻しを行う定期券の券売機への投入をもって「再発行・発行替・払戻請求書」を提出したものとみなし、当該定期券の発売の事実を当社の情報システムで確認するとともに、定期券の購入で使用したクレジットカードの券売機への投入と暗証番号入力、または定期券の購入で使用したポストペイ式IC証票(払戻しを行うPiTaPa定期券)の券売機への投入と生年月日入力のいずれかによって、記名人本人であることを証明するものとして取り扱う。 (以下省略)</p> <p>【発売対象となる学校等】 第23条 (省略)</p> <p>【発売対象となる学生等】 第24条 (省略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

新旧対照表

8. ICOCA 乗車券関連規則

現行	変更
(新規)	<p>1. 小児用 ICOCA の発売駅 【小児用 ICOCA の発売駅】 第 1 条 小児用 ICOCA は当社が定めた駅において発売する。</p> <p>2. 券売機による小児用 ICOCA の発売 【小児用 ICOCA の発売条件】 第 2 条 券売機で小児用 ICOCA を発売する場合は、第 3 条から第 9 条に規定するインターネットでの購入予約により、新規小児用 ICOCA を発売する。</p> <p>2 本条に規定する券売機による小児用 ICOCA の発売は、ICOCA 乗車券取扱規則第 13 条第 2 項の規定にかかわらず、第 3 条から第 9 条に規定するインターネットでの購入予約の申込みをもって、「こども ICOCA 購入申込書」を提出したものとみなして取り扱う。</p> <p>3. インターネットでの新規小児用 ICOCA の購入予約 【概要】 第 3 条 小児用 ICOCA 新規発行の購入予約をインターネットで申し込まれた場合に、券売機で発売する。ただし、当社が購入予約の申込み内容と公的証明書等により資格確認を行い、承認した場合に限り発売するものとする。</p> <p>【購入予約の方法】 第 4 条 当社ホームページの、定期券インターネット予約サービスより購入予約を受け付ける。</p> <p>【購入予約の受け付け】 第 5 条 購入予約の申込みは、随時受け付ける。</p> <p>【小児用 ICOCA の資格確認】 第 6 条 小児用 ICOCA を新規で購入予約する場合は、公的証明書等によって購入予約申込みで入力した氏名、生年月日等を証明する資格確認を受けなければならない。小児用 ICOCA の資格確認は、次の各号のとおり取り扱う。</p> <p>(1) インターネットでの資格確認 購入予約の申込み時に写真添付した公的証明書等によって資格確認を行い、確認結果は別に定める確認期限までに電子メールによって通知する。</p> <p>(2) 駅での資格確認 公的証明書等を駅で提出する場合は、当社駅係員が資格確認を行い、その場で確認結果を通知する。</p> <p>【購入期間】 第 7 条 申込日の 14 日後までとする。</p>

新旧対照表

8. ICOCA 乗車券関連規則

現行	変更
(新規)	<p>【購入場所】 第 8 条 小児用 ICOCA の発売駅に設置している券売機で購入するものとし、旅客は、購入する際、購入予約の申込み時に発行する「予約番号」と「予約確認番号」を入力する。</p> <p>【支払い】 第 9 条 支払いは券売機での購入時に行う。</p>

新旧対照表

9. 連絡運輸等関連規則

現行		変更			
<p>【連絡運輸機関等】</p> <p>第3条 連絡運輸機関・連絡区域・接続駅(または経由線)・発売駅・通用期間・他線内途中下車指定駅・乗車券の種類については、以下のとおりとし、乗車券の様式については当社が定めたものおよび当社が認めたものとする。</p> <p>(連絡普通券の取扱内容)</p> <p>阪神電鉄(大阪梅田経由)</p>		<p>【連絡運輸機関等】</p> <p>第3条 連絡運輸機関・連絡区域・接続駅(または経由線)・発売駅・通用期間・他線内途中下車指定駅・乗車券の種類については、以下のとおりとし、乗車券の様式については当社が定めたものおよび当社が認めたものとする。</p> <p>(連絡普通券の取扱内容)</p> <p>阪神電鉄(大阪梅田経由)</p>			
連絡区域	当社線 他線	中津、十三 本線 福島～淀川間各駅	連絡区域	当社線 他線	中津、十三 本線 福島～淀川間各駅
接続駅または経由線	大阪梅田(大阪梅田)		接続駅または経由線	大阪梅田(大阪梅田)	
発売駅	当社線 他線	連絡区域の各駅 連絡区域の各駅	発売駅	当社線 他線	発売しない 発売しない
通用期間	片道1日		通用期間	片道1日	
他線内途中下車指定駅	なし		他線内途中下車指定駅	なし	
乗車券の種類	片道…大人・小児 ○改札機用常備券		乗車券の種類	片道…大人・小児 (IC 証票およびタッチ決済乗車に限る)	
備考			備考		
<p>【連絡定期券の発売範囲】</p> <p>第16条 当社で発売する連絡定期券の発売範囲は、以下のとおりとする。なお、当社で発売する連絡定期券の他社局線区間は、原則最短経路で発売する。</p> <p>(連絡定期券の発売範囲)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 3線連絡</p> <p>南海電鉄</p>		<p>【連絡定期券の発売範囲】</p> <p>第16条 当社で発売する連絡定期券の発売範囲は、以下のとおりとする。なお、当社で発売する連絡定期券の他社局線区間は、原則最短経路で発売する。</p> <p>(連絡定期券の発売範囲)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 3線連絡</p> <p>南海電鉄</p>			
接続駅	発売範囲		接続駅	発売範囲	
当社	大阪梅田	全線各駅	当社	大阪梅田	全線各駅
経由線	大阪地下鉄線	梅田～難波間	経由線	大阪地下鉄線	梅田～難波間
南海電鉄	難波	全線各駅 (泉北線を除く)	南海電鉄	難波	全線各駅
当社	天神橋筋六丁目	全線各駅	当社	天神橋筋六丁目	全線各駅
経由線	大阪地下鉄線	天神橋筋六丁目～天下茶屋間	経由線	大阪地下鉄線	天神橋筋六丁目～天下茶屋間
南海電鉄	天下茶屋	全線各駅 (泉北線を除く)	南海電鉄	天下茶屋	全線各駅
(以下省略)			(以下省略)		

新旧対照表

9. 連絡運輸等関連規則

現行				変更			
<p>【乗継割引運賃制度の取扱い】</p> <p>第41条 乗継割引運賃制度の取扱いについては、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 接続駅および適用範囲</p>				<p>【乗継割引運賃制度の取扱い】</p> <p>第41条 乗継割引運賃制度の取扱いについては、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 接続駅および適用範囲</p>			
接続駅	適用範囲		備考	接続駅	適用範囲		備考
	当社線	相手線			当社線	相手線	
大阪梅田	中津・十三	阪神本線 福島～淀川		大阪梅田	中津・十三	阪神本線 福島～淀川	(※1)
(省略)				(省略)			
天神橋筋 六丁目	淡路・柴島	大阪地下鉄 堺筋線 扇町～堺筋本町 大阪地下鉄 谷町線 野江内代・都島 中崎町～南森町	(注)	天神橋筋 六丁目	淡路・柴島	大阪地下鉄 堺筋線 扇町～堺筋本町 大阪地下鉄 谷町線 野江内代・都島 中崎町～南森町	(※2)
(注)				(※1)			
(省略)				連絡普通券は発売していないが、IC 証票およびタッチ決済乗車に限り乗継割引運賃を適用する。			
(3) (省略)				(※2)			
(4) 取扱い				(省略)			
ア (省略)				ア (省略)			
イ 定期券の7日以内払戻し				イ 定期券の7日以内払戻し			
乗継割引運賃を基本として計算する。(当該区間を普通券で乗車したものとみなす)				乗継割引運賃を基本として計算する。(当該区間は乗継割引運賃を適用した普通運賃で利用されたものとみなす)			
(以下省略)				(以下省略)			
【精算普通券】				【精算普通券】			
第43条 大阪梅田・今津の接続駅については、精算発売・誤購入・発行替え用に磁気化した精算普通券を常備する。				第43条 接続駅の今津については、精算発売・誤購入・発行替え用に磁気化した精算普通券を常備する。			
(以下省略)				(以下省略)			

新旧対照表

10. 身体障害者運賃割引関連規則

現行	変更												
<p>【割引乗車券の種類および割引率】 第5条 割引乗車券の種類および割引率については、次に掲げる取扱いによるものとする。</p>	<p>【割引乗車券の種類および割引率】 第5条 割引乗車券の種類および割引率については、次に掲げる取扱いによるものとする。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>乗車券</th> <th>割引内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> </tbody> </table>		乗車券	割引内容	(省略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>乗車券</th> <th>割引内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> </tbody> </table>		乗車券	割引内容	(省略)		
	乗車券	割引内容											
(省略)													
	乗車券	割引内容											
(省略)													
<p>(注1) 身体障害者に対して発売する定期券には「<u>障</u>」、介護者に対して発売する定期券には「介」印をそれぞれ表示する。(割引をしない小児定期券についても表示する) (以下省略)</p>	<p>(注1) 身体障害者に対して発売する定期券には「<u>割</u>」、介護者に対して発売する定期券には「介」印をそれぞれ表示する。(割引をしない小児定期券についても表示する) (以下省略)</p>												

新旧対照表

11. 知的障害者運賃割引関連規則

現行	変更												
<p>【割引乗車券の種類および割引率】</p> <p>第5条 割引乗車券の種類および割引率については、次に掲げる取扱いによるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">乗車券</th> <th style="width: 50%;">割引内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 知的障害者に対して発売する定期券には「育」、介護者に対して発売する定期券には「護」印をそれぞれ表示する。(割引をしない小児定期券についても表示する) (以下省略)</p>		乗車券	割引内容	(省略)			<p>【割引乗車券の種類および割引率】</p> <p>第5条 割引乗車券の種類および割引率については、次に掲げる取扱いによるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">乗車券</th> <th style="width: 50%;">割引内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 知的障害者に対して発売する定期券には「割」、介護者に対して発売する定期券には「介」印をそれぞれ表示する。(割引をしない小児定期券についても表示する) (以下省略)</p>		乗車券	割引内容	(省略)		
	乗車券	割引内容											
(省略)													
	乗車券	割引内容											
(省略)													

新旧対照表

12. 精神障害者運賃割引関連規則

現行	変更												
<p>【割引乗車券の種類および割引率】 第5条 割引乗車券の種類および割引率については、次に掲げる取扱いによるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">乗車券</th> <th style="width: 50%;">割引内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 精神障害者に対して発売する定期券には「<u>障</u>」、介護者に対して発売する定期券には「介」印をそれぞれ表示する。(割引をしない小児定期券についても表示する) (以下省略)</p>		乗車券	割引内容	(省略)			<p>【割引乗車券の種類および割引率】 第5条 割引乗車券の種類および割引率については、次に掲げる取扱いによるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">乗車券</th> <th style="width: 50%;">割引内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 精神障害者に対して発売する定期券には「<u>割</u>」、介護者に対して発売する定期券には「介」印をそれぞれ表示する。(割引をしない小児定期券についても表示する) (以下省略)</p>		乗車券	割引内容	(省略)		
	乗車券	割引内容											
(省略)													
	乗車券	割引内容											
(省略)													

新旧対照表

13. 定期券インターネット予約サービス利用規約

現行	変更
(新規)	<p>【目的】</p> <p>第1条 本規約は、阪急電鉄株式会社(以下、「当社」といいます)が提供する定期券インターネット予約サービス(以下、「本サービス」といいます)を利用して、定期券等を当社の券売機で新規購入する場合の、購入予約の申込みに関する内容および運用条件等を定めるものです。</p> <p>2 利用者は、本規約に同意の上、本サービスを利用するものとします。</p> <p>【適用範囲】</p> <p>第2条 本規約は、本サービスの利用者(以下、「利用者」といいます)に適用するものとします。</p> <p>2 当社および能勢電鉄株式会社(以下、「能勢電鉄」といいます)が発売している定期券等の購入予約を申し込む場合で、本規約に規定のない事項については、法令、当社および能勢電鉄の旅客営業規則等(以下、「営業規則等」といいます)の規定するところによります。</p> <p>3 本規約と当該営業規則等の規定が異なる場合には、営業規則等が優先するものとします。</p> <p>【用語の意義】</p> <p>第3条 本規約における主な用語の意義は、次の各号のとおりとします。</p> <p>(1) 予約サイト 本サービスを利用できる、当社ホームページにある定期券インターネット予約サービスのWebサイトをいいます。</p> <p>(2) 利用者 本サービスを利用して、定期券等の購入予約の申込みをするお客様をいいます。</p> <p>(3) 予約番号 予約サイトの予約登録完了画面で表示される9桁の番号をいいます。</p> <p>(4) 予約確認番号 予約サイトの予約登録完了画面で表示される4桁の番号をいいます。</p> <p>(5) 必要書類 当社が発売する通学定期券の購入予約を申し込む場合は、当社の旅客営業規則第21条第1項および第2項に規定する書類等をいいます。能勢電鉄が発売する通学定期券の購入予約を申し込む場合は、能勢電鉄の旅客営業規則第21条第1項および第2項に規定する書類等をいいます。</p> <p>(6) 予約確認 利用者が予約サイトで入力した情報と必要書類の確認を行い、購入予約の承認可否を判断することをいいます。</p> <p>(7) 資格確認 利用者が小児用ICOCAの発行を伴う購入予約の申込みをした場合に、公的証明書等の確認を行い、購入予約の承認可否を判断することをいいます。</p>

新旧対照表

13. 定期券インターネット予約サービス利用規約

現行	変更
(新規)	<p>(8) 承認者 予約確認および資格確認を行う当社の係員をいいます。</p> <p>(9) 駅 当社線全駅(天神橋筋六丁目を除く)をいいます。</p> <p>(10) 定期券等 当社および能勢電鉄が発売している定期券、ならびに当社が発売している小児用 ICOCA をいいます。</p> <p>【購入予約できる商品】 第 4 条 本サービスを利用して購入予約できる商品は、新規購入する場合の定期券等に限りませう。</p> <p>【利用者の責任】 第 5 条 利用者は、本サービスにおいて当社に提供した個人情報、および本サービスにより利用者に対して発行した予約番号と予約確認番号について、自らの責任で管理および使用するものとします。 2 利用者が、本サービスの利用にあたり第三者に損害を与えた場合は、自己の責任と負担において相手方との紛争を解決するものとします。 3 利用者が、本規約に違反して当社および能勢電鉄に損害を与えた場合、当社および能勢電鉄は、被ったすべての損害の賠償を当該利用者に請求し、当該利用者はこれに応じるものとします。</p> <p>【利用環境】 第 6 条 利用者は、本サービスの利用にあたり、必要な情報端末、ソフトウェア、電気通信事業者から受ける通信サービスおよびその他必要となる設備を、自らの責任と負担において準備、維持するものとします。 2 利用者は、本サービスの利用にあたって必要となる通信費等の費用を、負担するものとします。 3 情報端末は、予約サイトが所定の仕様に従って適切に表示されることを前提とし、情報端末の故障、バッテリー切れ、または電気通信事業者から受ける通信サービスの状態が不安定等の事由により利用できる状態にない場合は、本サービスの一部または全部を使用できないことを了承するものとします。また、利用者が使用する情報端末の種類や、ブラウザが対応するセキュリティレベルによっては、本サービスを利用できない場合があることを了承するものとします。</p> <p>【本サービスの取扱時間】 第 7 条 本サービスは 24 時間利用することができます。ただし、第 15 条の規定により本サービスの提供を停止または中断することがあります。 2 本サービスで利用する時刻は、日本標準時を用います。</p>

新旧対照表

13. 定期券インターネット予約サービス利用規約

現行	変更
(新規)	<p>【本サービスの利用】 第 8 条 予約サイトでは、サイトの利便性向上を目的にクッキー (Cookie) を使用しています。詳細は当社のプライバシーポリシーに掲載されている「Web サイトにおける、お客様のアクセス情報の取り扱いについて」をご覧ください。</p> <p>【購入予約の申込み】 第 9 条 購入予約は、次の各号のとおり取り扱います。 (1) 定期券の購入予約 通用開始日の 14 日前から通用開始日の当日まで申し込むことができます。 (2) 小児用 ICOCA の購入予約 随時申し込むことができます。</p> <p>2 予約登録完了画面に「予約番号」および「予約確認番号」が表示されたことをもって、購入予約の申込みが完了したものとします。</p> <p>3 購入予約の申込み時に、利用者がメールアドレスを入力した場合は、「予約番号」と「予約確認番号」を記載した予約完了メールを当該メールアドレスに対してお送りします。</p> <p>【予約確認および資格確認】 第 10 条 通学定期券の購入予約には、承認者による予約確認が必要です。また、小児用 ICOCA の発行 (小児用 ICOCA 定期券の新規発行を含みます) には、承認者による資格確認が必要です。予約確認および資格確認は、次の各号いずれかの方法で行います。 (1) インターネットでの確認 利用者が購入予約の申込み時にアップロードした必要書類および公的証明書等の内容を、承認者がインターネット上で予約確認および資格確認を行います。確認結果は、利用者が申込み時に入力したメールアドレスに対して電子メールで通知します。当社は、通知時において当該メールアドレスが有効なものとみなして通知を行います。確認結果の電子メールが届くまでの目安は、予約サイトでご案内しています。 (2) 駅での確認 利用者が駅で提出した必要書類および公的証明書等の内容を、当社駅係員が予約確認および資格確認を行います。確認結果はその場で通知します。</p> <p>【購入予約の変更・取消】 第 11 条 申込みが完了した購入予約の変更・取消はできません。購入予約の申込み完了後に予約内容を変更される場合は、新たに購入予約をお申込みください。 2 定期券の購入予約は、通用開始日から 14 日経過後に無効として自動的に取消します。 3 小児用 ICOCA の購入予約は、購入予約の受付日から 14 日経過後に無効として自動的に取消します。</p>

新旧対照表

13. 定期券インターネット予約サービス利用規約

現行	変更
(新規)	<p>【定期券等の発売箇所】 第12条 定期券等は、駅に設置している券売機で発売します。</p> <p>【定期券等の購入】 第13条 購入予約した定期券等を購入する場合は、券売機の画面案内に従って「予約番号」および「予約確認番号」を入力してください。</p> <p>【定期券等の支払方法】 第14条 購入予約した定期券等の支払方法は、営業規則等の定めによります。</p> <p>【本サービスの停止等】 第15条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用者に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとします。 (1) 本サービスに係るシステムの点検または保守作業を緊急に行う場合 (2) コンピューターや通信回線等の障害、過度なアクセスの集中等により、本サービスの正常な運営ができなくなった場合 (3) 天災地変および暴動や労働争議などの不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合 (4) その他、当社が停止または中断を必要と判断した場合</p> <p>【免責事項】 第16条 本サービスの利用における、情報端末の表示不良や環境設定に起因する不具合により生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。 2 利用環境によって本サービスを利用できない場合、または当社に起因しない通信環境や予約サイトの不具合等により生じた損害について、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。 3 本サービスの利用に関して、利用者と第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等について、当社は一切の責任を負いません。 4 本サービスに関する利用者の行為(誤入力等を含むがこれに限られない)に起因してサービス利用上の支障が生じた場合、当社は一切の責任を負いません。 5 当社は本サービスの継続的な利用を保証するものではなく、本サービスの停止・中断・変更・終了により利用者に生じた不利益、損害について、当社は一切の責任を負いません。</p>

新旧対照表

13. 定期券インターネット予約サービス利用規約

現行	変更
(新規)	<p>【規約の変更・本サービスの終了】</p> <p>第 17 条 経済情勢などの外的環境が変化した場合、または当社の経営状況に変化があった場合、その他の合理的な必要性がある場合は、当社は本サービスの内容について変更することができるものとします。また、当社は理由の如何を問わず、本サービスの提供を終了することができるものとします。</p> <p>2 前項の規定により本サービスの内容を変更または終了する場合は、あらかじめ当社ホームページへの掲載や、その他の相当な方法で周知します。</p> <p>【個人情報の利用等】</p> <p>第 18 条 当社は、利用者が予約サイトに入力した氏名・生年月日・電話番号・メールアドレス等の情報およびアップロードした必要書類、公的証明書等の写真情報（以下、「個人情報」といいます）を、定期券等の発行業務のほか、当社および能勢電鉄の IC 証票に関する個人情報取扱関連規則第 4 条に規定する目的の範囲内で利用します。</p> <p>2 利用者は、当社および能勢電鉄が、次のとおり個人情報を共同利用することに同意するものとします。</p> <p>(1) 共同利用の目的 定期券等の発行業務に利用するほか、当社および能勢電鉄の IC 証票に関する個人情報取扱関連規則第 4 条に規定する範囲内で利用するため</p> <p>(2) 共同して利用する者の範囲 能勢電鉄</p> <p>(3) 共同して利用する個人情報の項目 本条第 1 項に記載の項目</p> <p>(4) 共同して利用する個人情報の管理について責任を有する者 阪急電鉄株式会社 住所及び代表者については以下をご参照ください。 (https://www.hankyu.co.jp/company/gaiyo.html)</p> <p>3 利用者が予約サイトに入力した情報は、購入予約の受付日から 13 か月経過後に、自動的に削除します。</p> <p>4 利用者が予約サイトにアップロードした必要書類の写真情報は、定期券の購入後、または定期券の通用開始日から 14 日経過後に、自動的に削除します。利用者が予約サイトにアップロードした公的証明書等の写真情報は、資格確認の結果通知後に、自動的に削除します。</p>

新旧対照表

13. 定期券インターネット予約サービス利用規約

現行	変更
(新規)	<p>【個人情報の開示等】 第 19 条 利用者が予約サイトで入力した個人情報、および予約サイトでアップロードした写真情報の開示等については、次の各号のとおり取り扱います。 (1) 当社が発売する定期券等の購入予約のとき 利用者は、当社の IC 証票に関する個人情報取扱関連規則第 10 条の規定により、当社に対して利用者自身の個人情報の開示等を請求することができます。 (2) 能勢電鉄が発売する定期券等の購入予約のとき 利用者は、能勢電鉄の IC 証票に関する個人情報取扱関連規則第 10 条の規定により、能勢電鉄に対して利用者自身の個人情報の開示等を請求することができます。</p> <p>【準拠法】 第 20 条 本規約の解釈および適用には日本法が適用されるものとします。</p> <p>【反社会的勢力の排除】 第 21 条 利用者は、自己が暴力団その他の反社会的勢力ではないこと、反社会的勢力と関係していないこと、および反社会的勢力の支配・影響を受けていないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを保証するものとします。</p> <p>【合意管轄】 第 22 条 本サービスに関連して当社と利用者または利用希望者との間に生じる一切の紛争は大阪地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とします。</p>

新旧対照表

14. 団体券インターネット予約サービス利用規約

現行	変更
(新規)	<p>【目的】 第1条 本規約は、阪急電鉄株式会社(以下、「当社」といいます)が提供する団体券インターネット予約サービス(以下、「本サービス」といいます)を利用して、団体券を購入する場合の、購入予約の申込みに関する内容および運用条件等を定めるものです。 2 利用者は、本規約に同意の上、本サービスを利用するものとします。</p> <p>【適用範囲】 第2条 本規約は、本サービスの利用者(以下、「利用者」といいます)に適用するものとします。 2 当社が発売している団体券の購入予約を申し込む場合で、本規約に規定のない事項については、法令、当社の旅客営業規則等(以下、「営業規則等」といいます)の規定するところによります。 3 本規約と当該営業規則等の規定が異なる場合には、営業規則等が優先するものとします。</p> <p>【用語の意義】 第3条 本規約における主な用語の意義は、次の各号のとおりとします。</p> <p>(1) 団体 本サービスでは、当社の旅客営業規則に規定する「学校団体」および「普通団体」をいいます。</p> <p>(2) 予約サイト 本サービスを利用できる、当社ホームページにある団体券インターネット予約サービスの Web サイトをいいます。</p> <p>(3) 利用者 本サービスを利用して、団体券の購入予約の申込みをするお客様をいいます。</p> <p>(4) 予約承り書 当社が団体券の発行を承認して予約が確定した場合に、利用者に通知する電子メールをいいます。</p> <p>(5) 予約番号 予約が確定したときに、予約承り書でお知らせする番号をいいます。</p> <p>(6) 仮予約受付書 当社が予約の確定を保留した場合に、利用者に通知する電子メールをいいます。</p> <p>(7) 予約取消確認書 予約の取り消しが完了した場合に、利用者に通知する電子メールをいいます。</p> <p>(8) 乗車日 乗車日が異なる複数の行程を乗車される場合は、最初の乗車日をいいます。</p> <p>(9) 駅 当社線全駅(天神橋筋六丁目を除く)をいいます。</p>

新旧対照表

14. 団体券インターネット予約サービス利用規約

現行	変更
<p>(新規)</p>	<p>【購入予約できる商品】 第 4 条 本サービスを利用して購入予約できる商品は、団体券に限ります。</p> <p>【利用者の責任】 第 5 条 利用者は、本サービスにおいて当社に提供した個人情報、および本サービスにより利用者に対して発行した予約番号について、自らの責任で管理および使用するものとします。 2 利用者が、本サービスの利用にあたり第三者に損害を与えた場合は、自己の責任と負担において相手方との紛争を解決するものとします。 3 利用者が、本規約に違反して当社に損害を与えた場合、当社は被ったすべての損害の賠償を当該利用者に請求し、当該利用者はこれに応じるものとします。</p> <p>【利用環境】 第 6 条 利用者は、本サービスの利用にあたり、必要な情報端末、ソフトウェア、電気通信事業者から受ける通信サービスおよびその他必要となる設備を、自らの責任と負担において準備、維持するものとします。 2 利用者は、本サービスの利用にあたって必要となる通信費等の費用を、負担するものとします。 3 情報端末は、予約サイトが所定の仕様に従って適切に表示されることを前提とし、情報端末の故障、バッテリー切れ、または電気通信事業者から受ける通信サービスの状態が不安定等の事由により利用できない状態にない場合は、本サービスの一部または全部を使用できないことを了承するものとします。また、利用者が使用する情報端末の種類や、ブラウザが対応するセキュリティレベルによっては、本サービスを利用できない場合があることを了承するものとします。</p> <p>【本サービスの取扱時間】 第 7 条 本サービスは 24 時間利用することができます。ただし、第 18 条の規定により本サービスの提供を停止または中断することがあります。 2 本サービスで利用する時刻は、日本標準時を用います。</p> <p>【本サービスの利用】 第 8 条 予約サイトでは、サイトの利便性向上を目的にクッキー (Cookie) を使用しています。詳細は当社のプライバシーポリシーに掲載されている「Web サイトにおける、お客様のアクセス情報の取り扱いについて」をご覧ください。</p>

新旧対照表

14. 団体券インターネット予約サービス利用規約

現行	変更
(新規)	<p>【購入予約の申込み】 第9条 購入予約は、乗車日の1年前(前年同日)から乗車日の前日まで申し込むことができます。 (注) 乗車日の前年同日に2月29日がないときは2月28日とします。 2 予約承り書の送付をもって、予約の確定とします。</p> <p>【仮予約】 第10条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、予約の確定を保留し、仮予約として受け付けます。 (1) 月曜日～金曜日(祝日を含みます)の7:00～8:30に乗車駅を出発する場合 (2) 人数が301人以上の団体 (3) 人数が25人未満の学校団体 (4) 認可保育所、保育所型認定こども園または幼保連携型認定こども園の学校団体 (注) 学校団体は25人未満であっても申込みできる場合があります。 2 仮予約受付書の送付をもって、仮予約受け付けの完了とします。</p> <p>【購入予約の変更・取消】 第11条 確定した予約および仮予約は、団体券の購入前であれば何度でも無手数料で変更・取消ができます。 2 変更・取消の方法は、予約承り書または仮予約受付書にてお知らせしています。 3 変更・取消が完了すれば、その都度、予約承り書、もしくは仮予約受付書、または予約取消確認書を送付します。</p> <p>【購入予約の変更の制限】 第12条 購入予約の変更には、次の各号の制限があります。 (1) 乗車日変更の制限 購入予約の申込み時に、予備の旅程を入力している場合に限り、当該旅程の乗車日に振替えることが可能です。 (2) 人数変更の制限 変更前人数が300人以下の場合は、変更後も300人以下となる場合に限り、増員、減員ともに可能です。変更前人数が301人以上の場合は、減員に限り可能です。</p>

新旧対照表

14. 団体券インターネット予約サービス利用規約

現行	変更
(新規)	<p>【仮予約の手続き】 第13条 仮予約のままでは団体券を購入できません。仮予約受付書を受け取った場合は、阪急電鉄交通ご案内センターへ電話でご連絡ください。同センターの係員より、仮予約を正式な予約として承るか、または申込内容を変更いただくかについて回答いたします。</p> <p>2 仮予約を正式な予約として承った場合には、予約承り書を送付します。</p> <p>3 第1項に規定する連絡先は次のとおりです。 連絡先 阪急電鉄交通ご案内センター 電話番号 0570-089-500 (固定電話からは市内通話料金でご利用可能です) 06-6133-3473 受付時間 9:00~19:00</p> <p>【購入予約を承ることができない場合】 第14条 次の各号いずれかに該当する場合は、購入予約を承ることができません。</p> <p>(1) 団体を構成するお客様に大人(責任のある代表者)がいない場合</p> <p>(2) 当社および当社と連絡運輸を行う交通機関が定めた約款等により、団体券が発売できる要件を満たさない場合</p> <p>(3) 旅客運送上の安全の確保が難しいと当社が判断する場合</p> <p>【団体券の発売箇所】 第15条 団体券は、当社の団体券発売駅で発売します。</p> <p>【団体券の購入】 第16条 購入予約した団体券は、乗車日の21日前から購入することができます。</p> <p>【支払い】 第17条 購入予約した団体券の支払方法は、営業規則等の定めによります。</p>

新旧対照表

14. 団体券インターネット予約サービス利用規約

現行	変更
	<p>【本サービスの停止等】</p> <p>第 18 条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用者に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 本サービスに係るシステムの点検または保守作業を緊急に行う場合 (2) コンピューターや通信回線等の障害、過度なアクセスの集中等により、本サービスの正常な運営ができなくなった場合 (3) 天災地変および暴動や労働争議などの不可抗力により、本サービスの運営ができなくなった場合 (4) その他、当社が停止または中断を必要と判断した場合 <p>【免責事項】</p> <p>第 19 条 本サービスの利用における、情報端末の表示不良や環境設定に起因する不具合により生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 利用環境によって本サービスを利用できない場合、または当社に起因しない通信環境や予約サイトの不具合等により生じた損害について、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。 3 本サービスの利用に関して、利用者と第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等について、当社は一切の責任を負いません。 4 本サービスに関する利用者の行為（誤入力等を含むがこれに限られない）に起因してサービス利用上の支障が生じた場合、当社は一切の責任を負いません。 5 当社は本サービスの継続的な利用を保証するものではなく、本サービスの停止・中断・変更・終了により利用者に生じた不利益、損害について、当社は一切の責任を負いません。 <p>【規約の変更・本サービスの終了】</p> <p>第 20 条 経済情勢などの外的環境が変化した場合、または当社の経営状況に変化があった場合、その他の合理的な必要性がある場合は、当社は本サービスの内容について変更することができるものとします。また当社は、理由の如何を問わず、本サービスの提供を終了することができるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 前項の規定により本サービスの内容を変更または終了する場合は、あらかじめ当社ホームページへの掲載や、その他の相当な方法で周知します。

新旧対照表

14. 団体券インターネット予約サービス利用規約

現行	変更
(新規)	<p>【個人情報の利用等】 第 21 条 当社は、利用者が予約サイトに入力した代表者氏名・電話番号・メールアドレス等の個人情報を、団体券の発行業務のほか、当社から利用者へ連絡する必要がある場合に使用します。また、他社局との連絡団体券の場合は、必要に応じて購入予約の申込み内容を当該他社局に通知する場合があります。</p> <p>2 利用者が予約サイトを入力した個人情報は、団体券の乗車日から 13 か月経過後に自動的に削除します。</p> <p>【個人情報の開示等】 第 22 条 利用者が予約サイトを入力した個人情報については、当社に対して利用者自身の個人情報の開示等を請求することができます。</p> <p>【準拠法】 第 23 条 本規約の解釈および適用には日本法が適用されるものとします。</p> <p>【反社会的勢力の排除】 第 24 条 利用者は、自己が暴力団その他の反社会的勢力ではないこと、反社会的勢力と関係していないこと、および反社会的勢力の支配・影響を受けていないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを保証するものとします。</p> <p>【合意管轄】 第 25 条 本サービスに関連して当社と利用者または利用希望者との間に生じる一切の紛争は大阪地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とします。</p>